

取手市告示第22号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき  
特定生産緑地の指定を解除したので、同法第10条の6第2項の規定において  
準用する第10条の2第4項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年2月16日

取手市長 中村 修

- 1 特定生産緑地の指定解除区域及び面積  
別紙のとおり

## 特定生産緑地（取手市）の解除

生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 10 条の 6 第 1 項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第 10 条の 6 第 2 項の規定において準用する第 10 条の 2 第 4 項の規定により、次のとおり公示する。

番号	生産緑地地区番号	位置	特定生産緑地の面積	公示日
13	9	井野字前土井地内	3,133 m <sup>2</sup>	令和 6 年 2 月 16 日

「区域は指定図表示のとおり」

特定生産緑地(取手市)解除図

